



1. 先日ご提出いただいた「算定基礎届」をもとに決定をしました

「標準報酬月額決定通知書」を同封しています。

従業員の皆様の健康保険料は、本年9月分より「標準報酬月額決定通知書」の決定額が基礎になりますので、ご確認いただきご本人に通知いただくと共に、2か年は事業所様で保管ください。

なお、別途7月または8月、9月の月額変更届を提出されている方(または提出予定の方)は原則記載されていません。それぞれご提出後の決定通知をご確認ください。

なお、上記決定通知は KOSMO Web にも掲載されています。ファイルで保存することも可能ですので、ご活用ください。

※算定基礎届ご提出のうえ、この度の決定通知後に7, 8, 9月の月額変更届をご提出の場合は算定基礎届の決定額ではなく、当該届出の決定額が優先です。ご注意ください。

2. 9月以降の納入告知書に係る各帳票の送付について

先般5月と6月にご案内のとおり、来月9月の送付分から納入告知書以外の「一般保険料算定原簿」、「介護保険料算定原簿」、「介護保険加入及び喪失者一覧表」、「介護保険増減内訳書」、「賞与額明細表」は紙面での送付が廃止になります。KOSMO Web よりダウンロードが可能ですのでご準備ください。

3. 復職後の社員に対して会社ができること

昨今、心の疾病による欠勤、休職者が増加の一途をたどっています。

お仕事を休まれていた方が復職する時、会社ができること、すべきことは何でしょうか。

再休職にならないように配慮すべきこととは？

厚生労働省が配布しているパンフレットのご案内です。

下記よりダウンロードできます。



～メンタルヘルス対策における職場復帰支援～
心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/000561013.pdf>

PepUp.つーしん

8月1日から Pep Up 内で「健康クイズ」を実施中です。

健康にまつわる6つのカテゴリーのクイズに答えて健康リテラシーを向上させましょう！

間違えても何度もチャレンジできます。全問正解して600ポイントを獲得してください。

来月は再び「日々の記録チャレンジ」を実施します。毎日の体重計測や、歩く習慣付けを目的としています。チャレンジ期間は記録を入力すると最大で120ポイントが付与されます。チャレンジ期間が終わっても記録をつけていくことができますので、ご自身の健康管理やモチベーション向上にお役立てください。

裏面もごらんください→

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。(ホームページもご利用下さい。)

大阪府電気工事健康保険組合

☎ 06-6486-9013